

○仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

平成八年七月一〇日

仙台市規則第六三号

改正 平成九年二月規則第三号

平成一一年三月規則第四二号

平成一二年一月規則第一号

平成一二年三月規則第七三号

平成一二年七月規則第九八号

平成一三年一月規則第一号

平成一三年三月規則第一一号

平成一五年三月規則第二五号

平成一五年九月規則第一〇五号

平成一六年二月規則第一七号

平成一六年六月規則第八五号

平成一七年三月規則第五七号

平成一八年二月規則第四号

平成一八年一二月規則第一〇二号

平成一九年一二月規則第一一六号

平成二〇年三月規則第一三号

平成二〇年九月規則第六四号

平成二四年一月規則第一号

平成二四年三月規則第五〇号

平成二五年三月規則第九号

平成二八年三月規則第五八号

平成二九年三月規則第一五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市ひとにやさしいまちづくり条例(平成八年仙台市条例第三十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公益的施設等)

第三条 条例第二条第一号の規則で定める施設は、別表第一公益的施設の欄に掲げるものとする。

2 条例第二条第二号の公益的施設のうち特に福祉整備が必要なものとして規則で定めるものは、別表第一公益的施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に掲げる施設とする。

3 条例第二条第五号の規則で定める移動施設は、次に掲げるものとする。

一 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第二条第十二号に規定する車両（旅客車に限る。）

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

三 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシー

四 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

4 条例第二条第六号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 案内板、案内標示その他これらに類するもの（公益的施設の部分として整備基準により整備されるものを除く。）

二 公衆電話所（公益的施設の部分として整備基準により整備されるものを除く。）

三 交通信号機（公益的施設の部分として整備基準により整備されるものを除く。）

（平九、二・追加、平一五、三・改正）

（整備基準）

第四条 条例第七条第一項の整備基準は、別表第二のとおりとする。

（平九、二・追加）

（指定施設に関する施設工事等の届出等）

第五条 条例第九条第一項の規定による届出をしようとする者は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出と同時に届け出る場合を除き、当該届出に係る行為に着手する日の三十日前までに、施設の名称、構造、規模その他必要な事項を記載した施設工事等施行（変更）届出書に別に定める書類及び図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第九条第一項の規則で定める軽微な変更は、整備基準の適用の変更を伴わないもの

及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

3 条例第九条第二項の規則で定める期日は、施設工事等が完了した日から起算して四日を経過した日とする。

4 条例第九条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について市の公報への登載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

一 施行主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 施行主等の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

三 公表の原因となる事実

四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平九、二・追加）

（身分証明書）

第六条 条例第十一条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第一号による。

（平九、二・追加）

（適合証）

第七条 条例第十三条第一項に規定する適合証の様式は、様式第二号による。

（平九、二・追加、平二九、三・改正）

（審議会の会長及び副会長）

第八条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平九、二・旧第三条線下）

（審議会の臨時委員）

第九条 臨時委員は、学識経験者、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（平九、二・旧第四条線下）

（審議会の会議）

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平九、二・旧第五条線下)

(資料提出その他の協力)

第十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局の職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、前項の職員以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平九、二・旧第六条線下)

(審議会の庶務)

第十二条 審議会の庶務は、健康福祉局地域福祉部社会課において処理する。

(平九、二・旧第七条線下、平二九、三・改正)

(審議会の運営事項)

第十三条 この規則に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平九、二・旧第八条線下)

(国等に関する特例)

第十四条 条例第二十一条第一項の規則で定める法人は、法令により、建築基準法第十八条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人及び地方公共団体の組合とする。

(平一七、三・全改)

(実施細目)

第十五条 この規則の実施細目は、健康福祉局長が定める。

(平九、二・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平九、二・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第八条を第十三条とし、第三条から第七条までを五条ずつ繰り下げ、第二条の次に五条を加える改正規定(第三条及び第四条に係る部分を除く。)は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平一一、三・改正）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平一二、一・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平一二、三・改正）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平一二、七・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平一三、一・改正）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、別表第一イの表六の項12及び同項13の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平一三、三・改正）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平一五、三・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第十四条の改正規定（「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平一五、九・改正）

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平一六、二・改正）

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

ただし、第十四条の改正規定中「、労働福祉事業団」及び「環境事業団」を削る部分は、同年四月一日から施行する。

附 則（平一六、六・改正）

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平一七、三・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に仙台市ひとにやさしいまちづく

り条例（平成八年仙台市条例第三十号）第九条第一項の規定による届出がされる指定施設又は同条例第十三条第一項の申請がされる公益的施設に適用し、同日前に当該届出又は申請がされた施設については、なお従前の例による。

附 則（平一八、二・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一イの表一の項の改正規定は同年十月一日から、別表第一イの表五の項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に仙台市ひとにやさしいまちづくり条例（平成八年仙台市条例第三十号）第九条第一項の規定による届出がされる指定施設又は同条例第十三条第一項の申請がされる公益的施設に適用し、同日前に当該届出又は申請がされた施設については、なお従前の例による。

附 則（平成一八、一二・改正）

この規則は、平成十八年十二月二十日から施行する。

附 則（平一九、一二・改正）

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平二〇、三・改正）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平二〇、九・改正）

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平二四、一・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二四、三・改正）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平二五、三・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一イの表一の項3の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に仙台市ひとにやさしいまちづく

り条例（平成八年仙台市条例第三十号）第九条第一項の規定による届出がされる指定施設又は同条例第十三条第一項の申請がされる公益的施設に適用し、同日前に当該届出又は申請がされた施設については、なお従前の例による。

附 則（平二八、三・改正）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平二九、三・改正）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

（平九、二・追加、平一一、三・平一二、三・平一二、七・平一三、一・平一五、三・平一八、二・平一九、一二・平二〇、三・平二〇、九・平二四、一・平二四、三・平二五、三・平二八、三・改正）

イ 建築物（建築基準法第二条第一号又は第二号に規定するものをいう。以下同じ。）

公益的施設	指定施設
一 社会福祉施設 1 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設 2 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設 4 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設 5 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設 6 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する授産施設 7 その他1から6までに掲げる施設に類するもの	すべての施設
二 病院、診療所及び助産所	すべての施設
三 学校等施設 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定	すべての施設

<p>する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校</p>	
<p>四 官公庁の庁舎</p>	<p>すべての施設</p>
<p>五 公益事業の営業所等</p> <p>1 郵便局</p> <p>2 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所</p> <p>3 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業の用に供する営業所及び事務所</p> <p>4 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第九条ただし書に規定する電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）の用に供する営業所及び事務所</p> <p>5 その他1から4までに掲げる施設に類するもの</p>	<p>すべての施設</p>
<p>六 金融機関の本店、支店その他の店舗</p> <p>1 銀行</p> <p>2 長期信用銀行</p> <p>3 農業協同組合</p> <p>4 水産業協同組合</p> <p>5 信用協同組合</p> <p>6 信用金庫</p> <p>7 労働金庫</p> <p>8 農林中央金庫</p> <p>9 商工組合中央金庫</p> <p>10 証券会社</p> <p>11 日本銀行</p> <p>12 日本政策投資銀行</p>	<p>すべての施設</p>

13 日本政策金融公庫	
七 公衆便所	すべての施設
八 火葬場	すべての施設
九 文化施設 1 図書館 2 博物館 3 その他1及び2に掲げる施設に類するもの	すべての施設
十 集会施設 1 集会場 2 公会堂 3 公民館 4 冠婚葬祭施設 5 その他1から4までに掲げる施設に類するもの	すべての施設
十一 地下街等 1 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第八条の二第一項に規定する地下街 2 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一（十六の三）項に規定する建築物の地階で連続して地下道に面して設けられるものと当該地下道とを合わせたもの	すべての施設
十二 飲食店	当該用途に供する部分の床面積（従業員のみの利用に供する部分を含む。以下「用途面積」という。）の合計が百平方メートルを超える施設
十三 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	用途面積の合計が百平方メートルを超える施設
十四 理容所等 1 理容所 2 美容所	用途面積の合計が五十平方メートルを超える施設
十五 クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店その他サービス	用途面積の合計が百平

ス業を営む店舗	方メートルを超える施設
十六 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する施設	用途面積の合計が五百平方メートルを超える施設
十七 劇場、映画館、観覧場その他これらに類する施設	用途面積の合計が五百平方メートルを超える施設
十八 展示場その他これに類する施設	用途面積の合計が五百平方メートルを超える施設
十九 ダンスホール、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類する施設	用途面積の合計が五百平方メートルを超える施設
二十 公衆浴場	用途面積の合計が百平方メートルを超える施設
二十一 ホテル、旅館その他これらに類する施設	用途面積の合計が五百平方メートルを超える施設
二十二 事務所	用途面積の合計が二千平方メートルを超える施設
二十三 工場	用途面積の合計が二千平方メートルを超える施設
二十四 公共交通機関の施設 1 鉄道の駅舎 2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル 4 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空	すべての施設

港	
二十五 自動車車庫（駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積の合計が五百平方メートル以上の施設
二十六 共同住宅等 1 共同住宅 2 寄宿舎	戸数（寄宿舎にあっては、共用のものを除く室数）が五十を超える施設
二十七 複合施設 一の項から二十五の項までに掲げる公益的施設が二以上存する建築物で用途面積の合計が二千平方メートルを超えるものの当該用途に供する部分	すべての施設

ロ 建築物以外の公共交通機関の施設

公益的施設	指定施設
1 鉄道の駅舎 2 港湾法第二条第五項第七号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法第二条第六項に規定するバスターミナル 4 空港法第二条に規定する空港	すべての施設

ハ 道路

公益的施設	指定施設
道路法（昭和三十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）	すべての施設

ニ 公園

公益的施設	指定施設
一 公園及び緑地 1 児童福祉法第四十条に規定する児童遊園 2 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園 3 港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 その他これらに類する公園で国又は地方公共団体が設置するもの	すべての施設

二 動物園等	すべての施設
1 動物園及び植物園	
2 遊園地	

ホ 建築物以外の路外駐車場

公益的施設	指定施設
駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十一号に規定する特定路外駐車場

別表第二（第四条関係）

（平九、二・追加、平一二、一・平一三、一・平一三、三・平一七、三・平一八、二・平一八、一二・平二五、三・改正）

イ 建築物

整備項目	整備基準
一 出入口	<p>直接地上へ通ずる主要な出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下この項において同じ。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内をりを九十センチメートル以上とすること。ただし、従業員のみの利用に供する室の出入口については、八十センチメートル以上とすることができる。 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、当該戸の存在が明確に認識できるような表示を設けること。 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 靴を履き替える場所においては、体を支えるための手すり、いすその他これらに類する設備を設けること。

<p>二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>廊下等（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、三の項に定める構造に準じたものとする。 3 直接地上へ通ずる一の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる一の項に定める構造の各出入口から各室の一の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、次に定める構造とすること。この場合において、四の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該一以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幅は、内のりを一・四メートル以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近の構造を車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設ける場合においては、一・二メートル以上とすることができる。 (2) 高低差がある場合においては、6に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第六号の規定に基づき国土交通大臣が定める構造の昇降機で車いす使用者が円滑に利用することができるものをいう。以下同じ。）を設けること。 (3) 次に掲げる出入口に接する部分は、水平とすること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 一の項に定める構造の出入口 イ 四の項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口 ウ 車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口 エ 五の項に定める構造のエスカレーターの乗降口 (4) 建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備（以下「休憩設備」という。）を適切な位置に設けるとともに、当
-------------------------------------	---

該休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨を見やすい方法で表示すること。ただし、用途面積の合計が千平方メートルを超える公益的施設（別表第一イの表七の項、二十二の項、二十三の項、二十五の項及び二十六の項に掲げる施設を除く。）に限る。

- 4 直接地上へ通ずる主要な出入口のうち一以上の出入口から人又は十八の項に定める構造の案内標示等により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（5において「受付等」という。）までの廊下等には、線状ブロック（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差又は輝度比が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。
- 5 受付等及び四の項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に近接する廊下等の部分には、点状ブロック（視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差又は輝度比が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者に注意を喚起することができる場合その他視覚障害者への注意喚起上支障のない場合においては、この限りでない。
- 6 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、内の一・二メートル（段を併設する場合にあつ

	<p>ては、九十センチメートル) 以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合にあつては、八分の一) を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 両側に連続した手すりを設けること。ただし、段を併設する場合は、傾斜路の片側への手すりの設置とすることができる。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色の床材の敷設その他の方法により傾斜路を識別しやすい構造とすること。</p> <p>(7) 壁面に接していない縁は、高さ五センチメートル以上の立ち上がりの設置その他の方法により身体障害者等が転落することを防ぐ構造とすること。</p> <p>(8) 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロックを敷設すること。</p>
<p>三 階段</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(共同住宅等にあつては、共用のものに限る。)は、次に定める構造(当該公益的施設が自動車車庫である場合にあつては、次の(1)から(5)までに定める構造)とすること。</p> <p>(1) 両側に連続した手すりを設けること。ただし、従業員のみの利用に供する部分については、片側への手すりの設置とすることができる。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 段は、踏面、けあげ及び段鼻についてそれぞれ明度の差の大きい、異なる色の使用その他の方法により段を識別しやす</p>

	<p>い構造とすること。</p> <p>(5) 段は、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(6) 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロックを敷設すること。</p>
<p>四 エレベーター</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設で用途面積の合計が二千平方メートルを超えるものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を身体障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) かごの床面積は、一・八三平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは、内のを一・三五メートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>(4) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(6) かごの出入口が複数あるエレベーターである場合は、かごが停止する階ごとの開閉する出入口を見やすい方法で表示するとともに、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(7) かご内の左右両面及び正面の側板には、手すりを設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、当該側板に出入口を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(8) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを九十センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(9) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(10) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置 ((9)に規定する制御装置を除く。) は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(11) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のを一・五メートル以上とすること。</p> <p>(12) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>
<p>五 エスカレーター</p>	<p>エスカレーターのうち一以上のものは、次に定める構造とすること。ただし、四の項に定める構造のエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 幅は、内のを八十センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) エスカレーターの乗降口の両側に設ける移動式の手すりの水平部分の長さは、一・二メートル以上とすること。</p> <p>(3) 乗降口の床面は、色による縁取りその他の方法により乗降口の床面とくし板とを識別しやすい構造とすること。</p>
<p>六 便所</p>	<p>1 公益的施設（共同住宅等を除く。以下この項において同じ。）に便所を設ける場合（客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり、洗面器その他の設備が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者対応便房」という。）が設けられていること。</p> <p>(2) 車いす使用者対応便房の出入口の幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者対応便房の出入口に戸を設ける場合におい</p>

ては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(4) 車いす使用者対応便房の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(5) 車いす使用者対応便房及び当該車いす使用者対応便房のある便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(6) 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示すること。

(7) 車いす使用者対応便房の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸に緊急の際に外から開けることのできる構造の施錠装置を設けること。

(8) 車いす使用者対応便房には使用者の有無を示す設備を設けること。

(9) 次に掲げる公益的施設（イに定める施設にあつては用途面積の合計が五千平方メートルを超えるもの、ウに定める施設にあつてはア及びイに定める施設の用途面積の合計が五千平方メートルを超えるものに限る。）の車いす使用者対応便房の中には、介護用ベッドを設けるとともに、車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、介護用ベッドを設けている旨を見やすい方法で表示すること。

ア 別表第一イの表二十四の項に掲げる施設

イ 別表第一イの表二の項、四の項、五の項、九の項、十の項、十二の項、十三の項又は十六の項から二十一の項までに掲げる施設

ウ 別表第一イの表二十七の項に掲げる施設

2 公益的施設に男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すり付きの床置式の小便器又はこれと同等のものがある

	<p>便所を一以上設けること。</p> <p>3 公益的施設に洗面器のある便所を設ける場合においては、身体障害者等が円滑に利用することができる手すり付きの洗面器がある便所を一以上設けること。</p> <p>4 1の(9)に掲げる公益的施設には、次に掲げるオストメイト（人工肛門又は人工膀胱を造設している者をいう。以下同じ。）のための設備を設けた便房を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けるとともに、当該設備を設けた便房の出入口及び当該設備のある便所の出入口の付近に、オストメイトのための設備を設けている旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(1) パウチ及びびびんの洗浄ができる水洗装置</p> <p>(2) 荷物を置くための棚その他の設備</p> <p>(3) 汚物入れ</p> <p>(4) 衣類を掛けるための金具等</p> <p>5 1の(9)アからウまでに掲げる公益的施設（イに定める施設にあっては用途面積の合計が千平方メートルを超えるもの、ウに定める施設にあってはア及びイに定める施設の用途面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。）に便所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) ベビーチェア（乳幼児を安全に座らせることができる設備をいう。以下同じ。）を設けた便房を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>(2) ベビーベッド（乳幼児のおむつ替えができる設備をいう。以下同じ。）を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) ベビーチェア又はベビーベッドを設けた便房の出入口及び当該設備のある便所の出入口の付近に、その設備を設けている旨を見やすい方法で表示すること。</p>
七 駐車場	1 駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定

	<p>める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる一の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(2に定める構造の駐車場内の通路又は八の項(1)から(4)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 幅は、三・五メートル以上とすること。</p> <p>(3) 駐車場である旨及び車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、八の項(1)から(4)までに定める構造とすること。</p>
<p>八 敷地内の通路</p>	<p>敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 排水溝を設ける場合においては、車いすのキャスター、松葉杖等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(3) 段を設ける場合においては、三の項(1)から(5)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる一の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、区間五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設けた上で、一・二メートル以上とすることができる。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p>

	<p>(5) 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる一の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 線状ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 次に掲げる部分には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に接する部分</p> <p>(イ) 車路を横断する部分</p> <p>(ウ) 傾斜路並びに段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分</p> <p>(エ) 道等に接する部分</p> <p>(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、二の項6の(1)から(7)までに定める構造とすること。</p>
<p>九 固定式の観覧席又は客席（以下「観覧席等」という。）</p>	<p>1 観覧席等を有する施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を当該車いす使用者用席へ通ずる一の項に定める構造の観覧席等のある室の出入口から当該車いす使用者用席に至る経路(2に定める構造の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短く、かつ、観覧がしやすい位置に、観覧席等の総数が五百以下の場合にあつては二以上、観覧席等の総数が五百を超える場合にあつてはその総数に五百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に二を加えた数以上設けること。</p> <p>(1) 一席当たりの幅九十センチメートル以上、奥行き一・一メートル以上とすること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平なものとすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回ができる部分を設けること。</p> <p>2 観覧席等のある室の一の項に定める構造の各出入口から車い</p>

	<p>す使用者用席に至る通路のうち、それぞれ一以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内の一・二メートル以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合においては、二の項6(1)から(3)まで及び(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p>
<p>十 共同浴室</p>	<p>共同浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を一年以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、浴槽、洗い場、脱衣用の腰掛け台、手すりその他の設備が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内の一メートル以上とすること。</p> <p>(3) 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 浴室の出入口の戸に施錠装置を設ける場合においては、緊急の際に外から開けられる構造とすること。</p>
<p>十一 更衣室及びシャワー室（以下この項において「更衣室等」という。）</p>	<p>更衣室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の更衣室等を一年以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛け台、手すりその他の設備が適切に配置されている更衣及びシャワーを利用するための区画（以下この項において「車いす使用者対応更衣区画等」という。）が設けられていること。</p> <p>(2) 車いす使用者対応更衣区画等の出入口の幅は、内の一メートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者対応更衣区画等の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>

	(4) 車いす使用者対応更衣区画等及び当該車いす使用者対応更衣区画等のある更衣室等の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
十二 共同洗面所	共同洗面所を設ける場合（便所の内部に設ける場合を除く。）においては、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、洗面器、手すりその他の設備が適切に配置されている洗面所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。
十三 客室	<p>1 宿泊施設（用途面積の合計が五千平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）には、次に定める構造の客室（宿泊用のものに限る。）を一以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、ベッド、手すりその他の設備が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 六の項1（(6)及び(9)を除く。）から3までに定める構造の便所を設けること。</p> <p>(3) 十の項に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該客室のある宿泊施設に十の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 洗面所を設ける場合においては、当該洗面所は、十二の項に定める構造とすること。</p> <p>2 宿泊施設の客室（1に定める構造の客室を除く。）のうち、一以上の客室には、音、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災その他の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。</p>
十四 改札口及びレジ通路（以下この項において「改札口等」という。）	改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を一以上設けること。
	(1) 幅は、内のを九十センチメートル以上とすること。
	(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
十五 受付カウンター及	受付カウンター等を設ける場合においては、次に定める構造の

<p>び記載台（以下この項において「受付カウンター等」という。）</p>	<p>受付カウンター等を一以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さとする事。</p> <p>(2) 下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>
<p>十六 公衆電話所</p>	<p>公衆電話所を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話所を一以上設けること。</p> <p>(1) 音量の調節が可能な受話器、点字による表示のあるダイヤルその他の視覚障害者及び聴覚障害者が円滑に利用することができる機能を備えた公衆電話機を設置すること。</p> <p>(2) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用することができる構造とする事。</p> <p>(3) 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は、一の項に定める構造とする事。</p>
<p>十七 券売機</p>	<p>1 券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を一以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、金銭投入口、運賃ボタン、取消しボタンその他の設備が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 運賃等について、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>2 直接地上へ通ずる各出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ一以上の通路に線状ブロック及び点状ブロックを敷設すること。</p>
<p>十八 案内板、案内標示その他これらに類するもの（以下「案内標示等」という。）</p>	<p>1 案内標示等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の階数、各階各室の室名並びに案内標示等の設けられている階の各室、階段、エレベーター、エスカレーター、出入口及び便所等の位置（車いす使用者対応便房がある場合は、その旨）その他建築物の利用に必要な情報を表示すること。</p>

	<p>(2) 文字の色を地色と明度の差の大きいものとし、又は電光掲示その他の方法により文字を識別しやすいものとする。</p> <p>(3) 点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。</p> <p>2 案内標示等は、身体障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとする。</p>
十九 授乳及びおむつ替えの場所	<p>六の項1の(9)イ及びウに掲げる公益的施設（イに定める施設にあっては用途面積の合計が五千平方メートルを超えるもの、ウに定める施設にあってはイに定める施設の用途面積の合計が五千平方メートルを超えるものに限る。）には、次に定める構造の授乳及びおむつ替えの場所を設けるとともに、当該場所の出入口の付近に、その旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(1) 乳児に授乳を行うためのいす及び授乳を行う際に荷物を置くための設備その他これに類する設備を設けること。</p> <p>(2) ベビーベッドを設けること。</p> <p>(3) 授乳を行うためのスペースは、壁、固定式のついたて等により外部から見通しのできないものであること。</p>

ロ 建築物以外の公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
一 改札口	改札口を設ける場合においては、イの表十四の項に定める構造の改札口を一以上設けること。
二 構内の通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	<p>1 通路等を設ける場合においては、イの表二の項1、2及び6に定める構造とすること。</p> <p>2 一の項に定める構造の各改札口から乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における通路等はイの表二の項3に準じた構造とすること。この場合において、五の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該一以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>3 次に掲げる場所に近接する通路等の部分には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 人又は八の項に定める構造の案内標示等により視覚障害者</p>

	<p>に公共交通機関全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所</p> <p>イ 券売窓口</p> <p>ウ 券売機</p> <p>エ エレベーターの昇降路の出入口</p> <p>オ バス停留所</p> <p>4 一以上の改札口から3に掲げる場所及び乗降場までの通路等の部分には、線状ブロックを敷設すること。</p>
三 乗降場	<p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 乗降場へ通ずる出入口又は乗降場に停止するエレベーターの昇降路の出入口から(3)に規定する部分には、線状ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 乗降場の先端のうち、公共交通機関の乗降に利用する部分には、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(4) 乗降場の両端には、転落防止用のさくを設けること。</p>
四 階段	<p>階段を設ける場合においては、イの表三の項に定める構造とすること。</p>
五 エレベーター	<p>エレベーターを設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かごの床面積は、一・八三平方メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、次に定める構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア かごの停止する階が二のみとするもの（車いす使用者が車いすで後退しながら、かごを降りる必要がないものに限る。）。</p> <p>イ かごの幅が、内のりを〇・九五メートル以上とするもの。</p> <p>ウ かごの奥行きが、内のりを一・三五メートル以上とするもの。</p> <p>(2) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする</p>

	<p>こと。ただし、(1)ただし書に規定する構造のものについては、この限りでない。</p> <p>(3) イの表四の項(2)及び(4)から(12)までに定める構造のものとする。</p>
六 エスカレーター	<p>エスカレーターを設ける場合においては、イの表五の項に定める構造とすること。</p>
七 便所	<p>便所を設ける場合においては、イの表六の項に定める構造の便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p>
八 案内標示等	<p>案内標示等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者に公共交通機関全体の利用に関する情報提供を行うことができる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 券売窓口、券売機、エレベーター、エスカレーター、バス停留所、乗降場、階段、改札口及び便所等の位置（車いす使用者対応便房がある場合は、その旨）その他公共交通機関の利用に必要な情報を表示すること。</p> <p>(2) イの表十八の項（1の(1)を除く。）に定める構造とすること。</p>
九 バス停留所	<p>バス停留所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 停留所を示す標識には、車内から見える位置に停留所名及び次の停留所名を表示すること。</p> <p>(2) 主要な交通結節点及び視覚障害者の利用が多い停留所には、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。</p> <p>(3) 点字による表示は、視覚障害者が円滑に利用できる位置に設けること。</p>

ハ 道路

整備項目	整備基準
一 歩道、自転車歩行者	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p>

<p>道その他これらに類するもの（以下「歩道等」という。）</p>	<p>(1) 歩道等の有効幅員は、二メートル（自転車歩行者道の有効幅員は、三メートル）以上とすること。</p> <p>(2) 路面は、水はけがよく、粗面とし、又は滑りにくい材料で平坦に仕上げること。</p> <p>(3) 縁石、防護柵、植樹帯その他これらに類する工作物により車道と明確に分離すること。</p> <p>(4) セミフラット形式を標準とすること。</p> <p>(5) 横断こう配は、一パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 次の部分の段差を切り下げること。</p> <p>ア 歩道等の巻き込み部分</p> <p>イ 横断歩道と接する部分</p> <p>ウ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分</p> <p>(7) 段差の切下げ部分のすりつけこう配は、五パーセント以下とすること。</p> <p>(8) 切下げ部分の段差は、二センチメートルを標準とし、角をとること。</p> <p>(9) 排水溝を設ける場合においては、車いすのキャスター、松葉杖等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(10) 次に定める歩道等には、線状ブロック及び点状ブロック（それぞれ黄色その他の周囲の路面との色の明度の差又は輝度比が大きいこと等により容易に識別できるブロック（縦横それぞれ三十センチメートルでJIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。） T 九二五一に適合するものに限る。）に限る。以下この表において同じ。）を敷設すること。</p> <p>ア 市街地を形成している地域の歩道等</p> <p>イ 市街地以外で視覚障害者の歩行が多い歩道等及び公共交通機関の駅及び停留所と視覚障害者の利用が多い施設を結ぶ歩道等</p>
-----------------------------------	---

二 立体横断橋及び地下
横断歩道（以下この項
において「立体横断施
設」という。）

立体横断施設を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 幅員は、内の一・五メートル以上とすること。
- (3) 階段は、次に定める構造とすること。

ア けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

イ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ウ けこみの寸法は、二センチメートル以下とすること。

エ 踏面、けあげ及び段鼻をそれぞれ識別しやすい構造とすること。

オ 回り段を設けないこと。

カ 段は、つまずきにくい構造とすること。

キ 両側に連続した二段の手すりを設けること。

(4) 階段の上端及び下端に近接する部分及び踊場の部分には、点状ブロックを敷設すること。

(5) 必要に応じて、線状ブロックを敷設すること。

(6) 歩道等の路面から立体横断施設の底部までの高さが二メートル以下である部分には、視覚障害者の衝突を防止するために必要な高さのさくを設けること。

(7) 地下横断歩道は、十分な明るさを確保すること。

(8) 必要に応じて、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。

ア 幅は、内の一・五メートル（段を併設する場合には、一・二メートル）以上とすること。

イ こう配は、十五分の一を超えないこと。

ウ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

エ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅一・五メートル以上

の踊場を設けること。

オ 両側に連続した二段の手すりを設けること。

カ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する立体横断施設の色と明度の差の大きい色の使用その他の方法により傾斜路を識別しやすい構造とすること。

ク 壁面に接していない縁は、高さ五センチメートル以上の立ち上がりの設置その他の方法により身体障害者等が転落することを防止する構造とすること。

ケ 傾斜路の上端及び下端に近接する部分及び踊場の部分には、点状ブロックを敷設すること。

(9) 必要に応じて、次に定める構造のエレベーターを設けること。

ア かごの床面積は、二・〇九平方メートル以上とすること。

イ かごの奥行きは、内のりを一・三五メートル以上とすること。

ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。

エ かご内には、かごが停止する予定の場所を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

オ かご内には、かごが到着する場所並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

カ かごの出入口が複数あるエレベーターである場合は、かごが停止する階ごとの開閉する出入口を見やすい方法で表示するとともに、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。

キ かご内には、非常事態を知らせる自動放送装置を設けること。

ク かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベータ

一であって、かごの停止する階が二のみである場合（車いす使用者が車いすで後退しながら、かごを降りる必要がない場合に限る。）においては、この限りでない。

ケ かごの出入口に近接するかご内の部分には、かごの床材と異なる材質の床材を敷設すること。

コ かごの出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

サ かご内の左右両面の側板には、車いす使用者が利用しやすい位置にインターホンを設けること。

シ かご内の左右両面及び正面の側板には、手すりを設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、当該側板に出入口を設ける場合においては、この限りでない。

ス かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを九十センチメートル以上とすること。

セ かご内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ソ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（セに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

タ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内りを一・八メートル以上とすること。

(10) 必要に応じて、次に定める構造のエスカレーターを設けること。

ア 幅は、内りを一メートル程度とすること。

イ エスカレーターの乗降口の両側に設ける移動式の手すりの水平部分の長さは、一・二メートル以上とすること。

ウ 乗降口の床面に色により縁取りをすることその他乗降口の床面とくし板とを識別しやすい構造とすること。

エ 乗降口のステップの水平部分は、三枚以上とし、定常段差に達するまでのステップの水平部分は五枚以上とするこ

	と。
三 ベンチ	必要に応じて、歩行中に休憩するためのベンチを設けること。
四 案内標示等	<p>1 必要に応じて、公共施設の位置を示す案内標示等を整備すること。</p> <p>2 案内標示等は、身体障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとする。</p>

ニ 公園

整備項目	整備基準
一 出入口	<p>公園の出入口のうち一以上の出入口（駐車場へ通ずるものを含む。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内の一・二メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車止めを設ける場合においては、間隔は、九十センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(5) 必要に応じて、線状ブロック及び点状ブロックを敷設すること。</p>
二 園路その他これに類するもの（以下「園路等」という。）	<p>一の項に定める構造の出入口に通ずる車いす使用者が利用する園路等のうち主要な園路においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 横断こう配は、一パーセント以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下）とし、かつ、平坦とすること。</p> <p>(3) 幅員は、内の一・八メートル以上とすること。</p> <p>(4) 排水溝を設ける場合においては、車いすのキャスター、松葉杖等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(5) 必要に応じて、連続した手すりを設けること。</p> <p>(6) 一の項に定める構造の出入口に接する部分のこう配は、五パーセント以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下）とし、ベンチ及び野外</p>

	<p>卓に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(7) 段を設ける場合においては、ハの表二の項(2)及び(3)（エ及びキを除く。）に定める構造及び次に定める構造とすること。</p> <p>ア 必要に応じて、両側に連続した手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面、けあげ及び段鼻は、原則として識別しやすいものとする。</p> <p>(8) 段の上端及び下端に近接する園路等及び踊場の部分には、原則として点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(9) 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>ア 幅は、内の一・五メートル（段を併設する場合には、一・二メートル）以上とすること。</p> <p>イ こう配は、十五分の一を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 必要に応じて、両側に連続した手すりを設けること。</p> <p>カ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色の使用その他の方法により、原則として傾斜路が識別しやすい構造とすること。</p> <p>ク 縁は、高さ五センチメートル以上の立ち上がりの設置その他の方法により身体障害者等が転落することを防止する構造とすること。</p> <p>ケ 傾斜路の上端及び下端に近接する園路等及び踊場の部分には、原則として点状ブロックを敷設すること。</p>
三 便所	便所を設ける場合においては、イの表六の項1 ((9)を除く。)

	から3までに定める構造の便所を一以上設けること。
四 駐車場	<p>1 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を一以上設けることとし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、イの表七の項1に定める構造とすること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、イの表七の項2に定める構造とすること。</p>
五 案内標示等	<p>1 公園全体の利用に関する情報提供を行うことができる案内標示等を設置する場合においては、次に定める構造とすること。ただし、常時勤務する者により公園全体の利用に関する情報提供を行うことができる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 出入口、園路等、広場、便所、水飲場、ベンチ及び野外卓等の位置（車いす使用者対応便房がある場合は、その旨）その他公園の利用に必要な情報を表示すること。</p> <p>(2) 文字の色を地色と明度の差の大きいものとし、又は電光掲示その他の方法により、文字を識別しやすいものとする。</p> <p>(3) 必要に応じて、点字及び触知図による情報の表示を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じて、音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>2 案内標示等は、身体障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとする。</p>

六 誘導表示	<p>1 道等へ通ずる各出入口のうち一以上の出入口から人又は五の項に定める構造の案内標示等により視覚障害者に公園全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの園路等には、原則として線状ブロックを敷設すること。</p> <p>2 人又は五の項に定める構造の案内標示等により視覚障害者に公園全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所に近接する園路等の部分には、原則として点状ブロックを敷設すること。</p>
七 附帯設備	ベンチ、水飲器、自動販売機、野外卓その他の設備は、身体障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

ホ 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	<p>1 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>2 一以上の出入口（自動車のみの用に供するものを除く。以下同じ。）は、イの表一の項1及び4に定める構造とすること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車施設は、イの表七の項1に定める基準に適合するものとする。</p> <p>4 車いす使用者用駐車施設へ通ずる2に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、イの表七の項2に定める構造とすること。</p>

様式第1号(第6条関係)

(表)

第	号	指定施設等立ち入り調査員証		
所	属			
職	名			
氏	名			
生	年月日			
この者は、仙台市ひとにやさしいまちづくり条例第11条第1項の規定により調査を行う者であることを証する。				
		年	月	日
		仙台市長		印

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例抜すい

第11条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、職員に指定施設又は指定施設に関する施設工事等の現場に立ち入り、当該指定施設の整備基準への適合の状況について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第2号(第7条関係)



- 備考 1 「適合証」及び「仙台市」の書体は丸ゴシック体、その他の書体はゴシック体とする。
- 2 円形部分の色彩はだいたい色、文字(「適合証」の文字を除く。)の色彩は黒色、記号及び「適合証」の文字の色彩は緑色、地の色彩は白色とする。

様式第1号（第6条関係）

（平9，2・追加）

様式第2号（第7条関係）

（平9，2・追加）